

税務と経営

山村税理士事務所

発行人

税理士 山村 嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045 電話 0975(36) 5231

FAX 0975(36) 5237

ヒントヒント

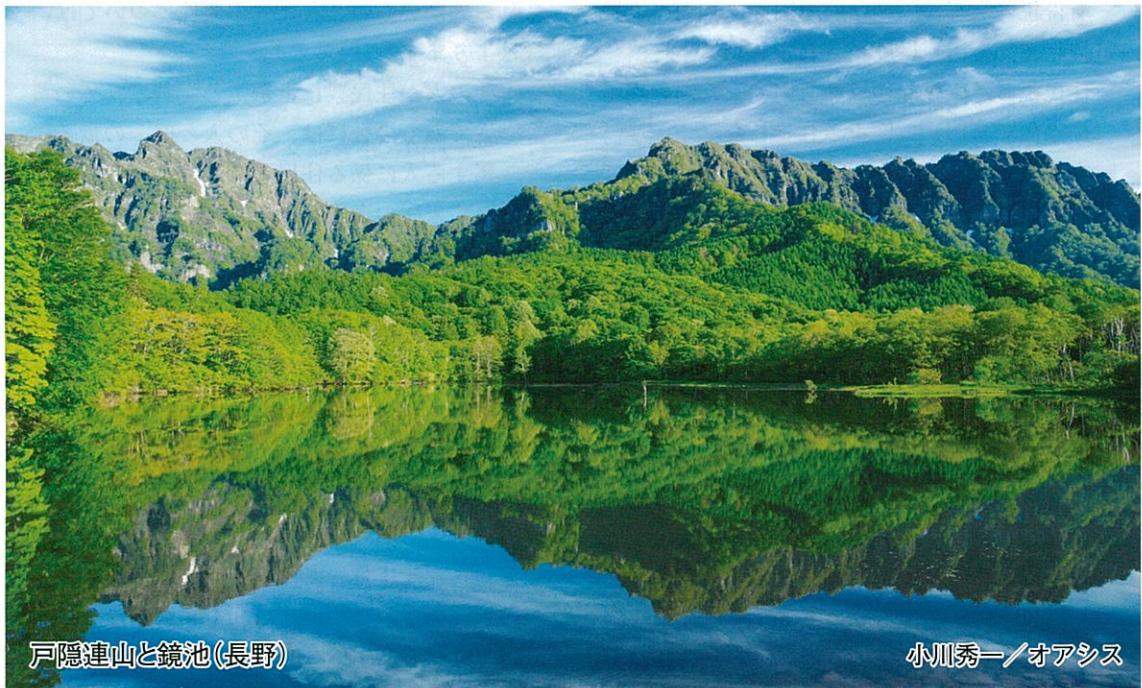
井伊直孝 家光の時代、朝鮮に大飢饉があり、救援を乞うてきたため、幕議で米麦を送ることにした。その数量を石で表すことにしたが、老中の井伊直孝はひとり船の数で量ることを主張した。石で数量記録するとそれが先例になる。日本が不作の場合、石数を減らすと先方の感情を害する。船には大小があり、豊凶にかかわらず将来も船数を先例どおりにできる。閣議はそれに従った。この頃、伊達政宗が約五十万石を加増すると約した家康の証文の履行を迫ってきた。直孝は単身政宗に会いその証文を破り焼き捨てた。このお墨付き1枚で六十余万石の伊達家を滅ぼすのはいかがなものか、と。司馬遼太郎著「街道をゆく」朝日文庫。

税務 ミニガイド

個人が、住宅用家屋の新築・新築住宅用家屋の取得をし、居住の用に供した場合の所有権の保存登記に係る登録免許税の税率は、新築・取得後1年以内に登記を受けるものに限り、1000分の4が1000分の1.5に軽減されていますが、その適用期間が令和4年3月31日まで2年間延長されました。



ヒントヒント



寡婦(寡夫)控除・ひとり親控除

□税制改正

令和2年度税制改正によって、所得税・個人住民税（都道府県民税・区市町村民税）の所得控除のうち、寡婦控除の改正、寡夫控除の廃止、ひとり親控除の創設が行われました。ここでは、その内容を確認していきましょう。

□寡婦控除

寡婦控除の対象となる寡婦とは、次のいずれかに該当する人で、ひとり親に該当しないものをいいます。

(1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次の要件をすべて満たしている人

- ①扶養親族を有すること
 - ②合計所得金額が500万円以下であること
 - ③その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死の明らかでない一定の人で上記(1)
②③の要件を満たしている人

□寡婦控除額

所得税の寡婦控除額は27万円で、特別の寡婦（控除額35万円）は廃止されました。

住民税の寡婦控除額は26万円で、特別の寡婦（控除額30万円）は廃止されました。

□寡夫控除

寡夫控除は、廃止されました。

□ひとり親控除

新たに創設されたひとり親控除の対象となるひとり親とは、現に婚姻をしていない人または配偶者の生死の明らかでない一定の人で、次の要件をすべて満たす人をいいます。

- ①その人と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人は除きます）でその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下のものを作ること
- ②合計所得金額が500万円以下であること

話のタネ

○城下町には和菓子屋を多く見かけます。これは茶の湯と関係があります。室町時代に確立された茶の湯は、千利休の時代を経て江戸時代、武士の嗜みとして、広く普及し、ほろ苦い抹茶に合わせるため城下町に和菓子屋ができるようになりました。和菓子は上品に甘味を抑えたものが好まれ、銘菓として残っています。人口10万以上の都市の半数以上は元城下町です。



③その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

□ひとり親控除額

所得税のひとり親控除額は、35万円です。住民税のひとり親控除額は30万円です。

□事実上の婚姻関係と同様の事情

事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこととする要件については、次によります。

- ①その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻または未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた人がいないこと
- ②その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄として未届の妻または未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと

□適用関係

これらの改正は、所得税については令和2年分から、住民税については、令和3年度分から適用されます。

中小法人の電子申告利用率と 大法人の電子申告義務化

大法人の電子申告義務化実施が本年4月1日からなされることと相まって、中小法人の電子申告義務化が視野に入っています。

1.中小法人の電子申告利用率 国税庁は平成30年度の中小法人の電子申告利用率を法人税84%、消費税83%と発表し、令和元年度では目標としている85%以上の達成は可能であるとの考え方を報告しています。加えて、現状では必ずしも電子申告を行える環境が整っていないなくても、将来的には検討されるものと承知しているなどとしています。中小法人の電子申告義務化については、その環境が整っていることが大前提となるからです。

2.平成28年度版中小企業白書 この白書によると、中小法人で記帳の際にパソコンを利用していない中小法人が約20%、パソコンを利用し

ていっても会計ソフトを利用せずに記帳している中小法人が約30%あるとされています。さらにITを利用しないで記帳している中小法人も一定程度存在していると考えられます。

3.大法人の電子申告義務化 大法人の電子申告義務化については、既に電子申告に対応している法人を含めて、対象となる資本1億円超の法人においては、その対象となることを示す「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」の提出の必要があります。本年4月1日以後最初の開始事業年度に義務化対象となる場合には、当該事業年度開始の日以後1ヵ月以内（新設法人は設立の日から2ヵ月以内）が届出書の提出期限となりますので注意が必要です。

この届出書は義務化対象法人に該当した際に提出すればオーケーで、継続的に毎期提出する必要はありません。

また、中小法人の電子申告義務化も、大法人の履行状況等がおおいに参考になることが見込まれますので、その動向が注目されるところです。

ナマの税務相談室

Q 山田先生のご紹介で相続税のご相談で参りました。山中と申します。

A 私もお葬式には参列致しました。

Q 実は先日、夫の相続税の調査があり、申告分は殆ど問題はないのですが、署が把握した私名義の定期預金約8千万円は遺産ではないかとの指摘が。

A そうですか。それで、申告分の山中さんの預貯金などの金額はどの位ですか。

Q 夫名義の預貯金等は3千万円位です。

A 成程、調査官は山中さんの経歴、収入などから妻名義預金等を遺産と認定？

Q 夫は定年間際にやっと不動産を取得し、申告預貯金等は退職金の残りというのが現状です。

A 奥様は自分のお金という過程を話したくなかった。

妻名義預金は遺産か！

されました。

A 当然父上の相続関係の際は押印されたでしょう。中身の点検が必要です。

Q 恥ずかしながら書類は手元になく、相続税の事は兄任せで、頂くものはきちんと受け取りました。申告書押印は致した記憶はあります。調査官にはそのことは触れず、私の名義のお金は私のお金、とにかく私のお金ですとだけ説明致しました。

A 兄上の了解が…という事ですね。成程、しかし、ここは兄上に調査の事をお話しされて、説明できる書類、相続税の申告控等提示する必要がありますね。

Q そうですね。兄のところへ行ってきます。

ナマの税務相談室

選択肢の増えている 年金制度と個人的取組み

日 本の年金制度は、20歳以上の全国民が加入する国民年金（基礎年金）に加え、民間のサラリーマン等が加入する厚生年金保険、そして民間企業が実施する厚生年金基金や確定給付企業年金等の企業年金から構成されています。また、自営業者等向けとして、任意で加入できる国民年金基金があります。これらの年金制度は確定給付年金制度と呼ばれ、国や企業が将来の年金の支払い額を約束しているのが特徴です。

こ れに加えて、確定拠出年金制度が平成13年10月から導入されています。加入者自身が資産を運用するものとし、将来支給される年金額がそれぞれの運用成績次第で変

わる年金制度です。確定拠出年金には、個人拠出型と企業拠出型の二種類があります。個人の拠出額は所得税の社会保険料控除の対象となり、企業の拠出額は企業の法定福利費になり、運用益は課税が留保されます。2016年9月に、個人拠出型に「iDeCo（イデコ）」という愛称が公的に決定されています。

こ のiDeCoを始める際は、金融機関に申し込むことになります。指定できる運用商品は金融機関によって異なりますが、元本確保型と投資信託型に大きく分けることができます。元本確保型は定期預金や保険商品などで、所定の利息が上乗せされますが、口座管理手数料が年2千円程

度かかるので、実質は元本割れになります。投資信託型は、投資の専門家が株や債券などに運用し、運用結果が投資額に応じて分配される商品です。運用結果によっては、元本割れの可能性があります。

な お、iDeCoと国民年金基金は併用可能で、掛け金の上限は両方合わせて年816千円です。確定給付で年金の終身受取りの選択肢のある国民年金基金への加入可能性は是非チェックすべきです。

本 年の年金改革法で、常用雇用者数5人以上でも被用者保険の強制適用事業所から除外されていた税理士事務所等の士業事務所が、除外されないことになります。同じく、企業年金・個人年金制度等の見直しをする確定拠出年金法の改正もあり、適用可能者の範囲や加入可能期間の拡大がなされ、税制も合わせて改正されています。

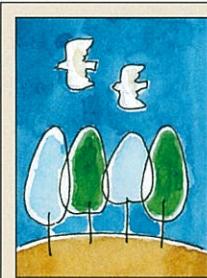
愛知県奥三河地方に鮎が滝を飛躍する鮎滝がある。ジャンプする鮎を網で捕らえる笠網漁は江戸時代から続く伝統の珍漁法です。

「鮎食うて月もさすがの奥三河 澄雄」
7月に開催の予定だったオリンピック・パラリンピックも未曾有の新型コロナ禍で来年に延びました。不慮の災害に備えての危機管理は怠りません。

小暑7日、大暑22日。

愛知県奥三河地方に鮎が滝を飛躍する鮎滝がある。ジャンプする鮎を網で捕らえる笠網漁は江戸時代から続く伝統の珍漁法です。

「鮎食うて月もさすがの奥三河 澄雄」
7月に開催の予定だったオリンピック・パラリンピックも未曾有の新型コロナ禍で来年に延びました。不慮の災害に備えての危機管理は怠りません。



かつてない困難からは、かつてない革新が生まれ、かつてない革新からは、かつてない飛躍が生まれる

(松下幸之助)

7月の税務メモ

- (国 税)—
- 6月分源泉所得税の納付（特例適用者は1~6月分の半年分）
 - 所得税の予定納税額の減額申請
 - 所得税の予定納税額第1期分納付
 - 5月決算法人の確定申告
 - 11月決算法人の中間（予定）申告

- (地方税)—
- | | |
|-----|-------------------|
| 10日 | ○6月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | ○5月決算法人の確定申告 |
| 31日 | ○11月決算法人の中間（予定）申告 |
| 々々 | ○固定資産税（都市計画税）の納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。